

警 備 計 画 書

山梨県立考古博物館（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、令和8年 月 日付けで甲と乙との間で締結された警備委託契約書（以下「契約」という。）第9条の規定に基づき、この契約を実施するための細目について、次のとおり警備計画書を締結する。

（警備対象施設）

第1条 警備対象施設は次のとおりとし、各施設に係る設備、展示品、収蔵品及びその他の物品を含むものとする。

名 称	所在地
山梨県立考古博物館	甲府市下曾根町9 2 3
風土記の丘研修センター	甲府市下向山町1 2 7 1

（警備体制）

第2条 警備は、自動警報装置により実施する。

- 2 自動警報装置は、電子通知システムによるもので、無人の場合、警備対象施設内への不法侵入及び火災の現象を早期に感知し、これが管制本部に自動的に感知され、通知を受けた管制本部においては、最寄りの機動巡回警備隊員及び緊急出動要員に現場急行を指令するとともに、その事件内容によっては警察署又は消防署へ緊急出動を依頼して適切な処置をとり、警備の万全を図る。

（警備装置設置箇所）

第3条 警備装置設置箇所は、別図のとおりとする。

（管制本部）

第4条 乙は、甲から乙へ連絡する場合及び警備担当員から乙へ連絡する場合など、いかなる時刻においても連絡を受けることのできる管制本部を設置しなければならない。この管制本部は、連絡事項を適正に処理することのできる者でなければならない。

- 2 前項の管制本部は次のとおりとする。
- （1） 所在地
 - （2） 電話番号
 - （3） 管制責任者氏名

（緊急連絡先）

第5条 管制本部又は警備担当員から甲へ連絡する場合の緊急連絡先及び管理職連絡先は別紙のとおりとする。

（連絡又は報告）

第6条 管制本部又は警備担当員は、異常又は事故を発見し、警備担当員だけでは対応できない等その必要があるときは、直ちに第5条の緊急連絡先、管理職連絡先又は警察署に連絡しなければならない。

（警備報告書）

第7条 乙は、警備対象施設に各種の異常及び事故が発生する恐れがあり、機動巡回警備隊員及び緊急出動要員が現場へ急行した場合は、次の事項を記載した警備報告書を甲に提出しなければならない。

- （1） 事故等感知時刻
- （2） 事故等の内容

(3) 警備員氏名

2 乙は、毎月の警備実施状況を記録した報告書を、翌月 5 日までに甲に提出しなければならない。

(警備対象施設の鍵)

第 8 条 甲が乙に貸与した施設の鍵は、乙において善良な管理者の注意をもって保管するとともに、この警備業務達成のためにのみ使用し、これを他の目的に転用し又は他人に使用させ、貸与若しくは譲与してはならない。

(検査等)

第 9 条 甲は、必要と認めるときは、随時、乙の実施する警備業務について実地に検査し、又は必要な資料を提出させることができるものとし、乙は、これを拒むことができない。

(協定事項)

第 10 条 この警備計画書を実施するに当たり、次の事項を定める。

(1) 乙の警備上の責任時間帯区分については、次によるものとする。

イ 次号を除く期間においては、リモートボックスをセットしたときから解除されるまでの間

ロ 12 月 29 日から翌年 1 月 1 日までの期間においては終日

(2) 甲は、前項に規定する責任時間帯を変更する場合は、前もって乙に連絡するとともに、残業等で退庁時間が著しく遅くなる場合及び休日等に出勤する場合は、責任者名をあらかじめ管制本部まで連絡する。

(3) 甲は緊急連絡先に変更があった場合はすみやかに乙に連絡する。

(代替警備)

第 11 条 機械警備に空白期間が生ずる場合は、人的警備（常駐警備）を行うものとする。

上記警備計画書確認の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

委託者（甲） 山梨県甲府市下曾根町 9 2 3
山梨県立考古博物館
副館長 谷口 順一

受託者（乙）

警 備 報 告 書

確 認	副館長	次 長	担 当	平成 年 月 日 ～ 月 日	
				警備対象 施設名	

警備会社名 _____

管制責任者氏名 _____ 印

_____ 印

次のとおり報告します。

報 告 事 項 そ の 他

記号番号
平成 年 月 日

考古博物館副館長 殿

警備会社名 印

今月の警備実施状況を次のとおり報告します。

【警備対象施設名】

平成 年 月分

警備報告書に特記された事項

- (注)
- 1 警備報告書の内容をそのまま報告すること。
 - 2 本欄だけでは記載しきれない場合は別紙を添付すること。

緊 急 連 絡 先 名 簿

直近順位	職 名	氏 名	住 所	電話番号
1				
2				
3				
4				

管 理 職 連 絡 先 名 簿

職 名	氏 名	住 所	電話番号
所長			
副館長			
次長			